

加古川地域大気汚染等健康影響調査実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 加古川地域に存在する事業所等から発生する粉塵等による大気汚染の地域住民への健康影響について、その実態を公正に把握し、適切な対策に資する調査を実施するため、標記の加古川地域大気汚染等健康影響調査実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置・委託)

第2条 上記調査の計画・実施及びそのための委員会の設置・運営については、加古川市ならびに播磨町より別途の契約に基づき、社団法人加古川市加古郡医師会が受託する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、第一条に記した目的のための疫学調査等を経年的に実施の上、分析検討し、その結果を加古川市長ならびに播磨町長に逐次すみやかに報告する。その際、関係資料等につき、各行政より関係機関の協力および資料提供を得るものとする。

(組織)

第4条 委員会は、加古川市加古郡医師会長が委嘱する専門学識経験者及び医師会担当役員等により組織する。また別項のとおり、その運営のための事務局員をおく。

- 2 委員の任期は2年（年度単位）とし、再任を妨げない。欠員あるときは補充する。
- 3 必要に応じ、委員会のもとに作業グループを設置し、報告を求めることができる。

(委員)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員および事務局員は、職務上知り得た情報を無断で他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。なお、別紙「疫学研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚労省）および個人情報保護法に定める諸規定を遵守するものとする。

(委員会)

第6条 委員会は加古川市加古郡医師会長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会以外の者の出席を求めて、意見もしくは説明を聴き、又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 委員長は、調査審議に支障の無い範囲で、傍聴者を認めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は加古川市加古郡医師会内におき、委員会の庶務等を処理する。また、各市町からも事務局員担当者を充て、関係機関との調整を行うこととする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会にて協議決定する。

附 則 この要綱は、平成20年5月15日より施行する。